

2025年度②

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

## 憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 関税法(昭和29年法律第61号)第69条の11第1項に、「次に掲げる貨物は、輸入してはならない」と定められている。同項第7号には、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)」が、続く第8号には、「児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)」が、それぞれ挙げられている。

これらの規定のうち第7号の「公安又は風俗を害すべき」という文言については、意味内容が漠然としており、第8号の規定と照らし合わせてみても、はたして何を指しているのかが必ずしも明らかでない、という趣旨の指摘がある。また、「書籍」などを「輸入してはならない」という禁止は、日本国憲法第21条第2項前段の「検閲」に該当するのではないか、仮に「検閲」には該当しないとしても、このような水際の禁制が必須という事情などないのではないか、という趣旨の指摘もある。

もっとも、何かを個別のかつ具体的に狙い撃ちにするような定め方をしてはならない法律の規定が、ゆえに一般的かつ抽象的であるのは、むしろ当然のことである、という趣旨の指摘もある。また、輸入されようとする「書籍」などは、輸入元において発表済みであり、思想内容などが網羅的な審査により不適切と認定される場合に発表が禁止されるというわけでもなく、関税法が何のための法律なのかということからしても、およそ「検閲」に該当する余地はない、という趣旨の指摘もある。さらには、「公安又は風俗を害すべき書籍」などは、「児童ポルノ」と同様に、そもそも憲法上の保護を受けるのに値しない、という趣旨の指摘もある。

以上のような指摘もあることを参考にして、関税法第69条の11第1項第7号の規定の憲法適合性について論じなさい。

Ⅱ Y政党の党员であるXは、とある総合月刊誌にY政党の組織運営のあり方を批判する論文(以下、「本件論文」という。)を掲載した。これに対し、Y政党は、本件論文の内容がY政党の綱領に違反し、Y政党の禁止する分派活動にあたりと判断し、

Y 政党の党規約の定める手続に従って、X を除名する処分（以下、「本件処分」という。）を下した。

X としては、本件論文の内容は Y 政党の綱領違反にも分派活動にもあたらないと考えており、本件処分を受ける理由がないと主張して、X は現在も Y 政党の党員の地位を有することの確認を求める訴えを裁判所に提起しようとしている。

裁判所が本件処分の当否を審査することができるかについて論じなさい。